

基本目標 1 包括的に支援するしくみを強化する

取り組みの方向性

Ⅲ 地域で支えあい、助けあうしくみを確立する

施策 1

地域における見守り活動を推進する

目標 令和8年度の姿

- ◆ 多くの地域で、高齢者や障害者、子どもなどに対する見守りネットワークが構築され、社会的孤立の解消に向けた取り組みが行われています。

支えあい、助けあう地域へ

日頃の地域の
つながり

各支援センター・みまもり相談室、
関係機関とのつながり

協力企業・事業所等

これまでの取り組みと成果

区内では、8カ所の高齢者支援総合センターに併設する形で、それぞれ高齢者みまもり相談室が整備されています。高齢者みまもり相談室は、高齢者相談員（民生委員・児童委員）や見守り協力員、町会・自治会、老人クラブ等に加えて、様々な業種の協力機関と連携しながら地域の高齢者の見守りネットワークを培ってきました。そのような中で、自主的な見守り活動として「みまもり隊」などを結成している地域もあります。また、区は企業・事業所等との見守り協定も推進し、異変を察知した時は関係機関へ速やかにつなぐ体制をとっています。

子ども・子育て分野では要保護児童対策地域協議会が設置され、地域の要保護児童を早期に発見し、解決に向けた支援につなげています。

《アンケートから》

【心配事や愚痴を聞いてくれる人】
そのような人はいない 4.6%

【よく会う友人知人】
いない 8.2%

【近所付き合いの程度】
付き合いはほとんどない 12.2%

資料：令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏ニーズ調査報告書

【子育てに不安や孤独を感じることがある】
※「いつも感じる」「ときどき感じる」を合わせた割合
就学前の子どもの保護者 46.1%
小学生の保護者 43.4%

資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」
（平成31年3月）

《活動者等アンケートから》

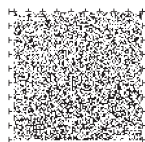
【住んでいる地域（活動している地域）で地域のつながりはあるか】
ある 71.3%

【地域に生まれているプラットフォーム】
・高齢者の簡単なニーズにこたえる活動
・サポート隊・みまもり隊など（多数）

【「社会とのつながりを断っている」「見守りを拒む」「自分からは声を発さない」など、地域で孤立している個人、世帯と接したことがある】

民生委員・児童委員 26.8%
社会福祉法人（社会福祉施設） 28.6%
高齢者支援総合センター 100%

資料：第4次地域福祉計画に係るアンケート調査結果



課題

区では、地域の見守りネットワークづくりに力を入れてきましたが、自分から SOS の声をあげられなかったり、地域とのつながりを拒む方などがいて、実態が把握できないケースが存在します。アンケートにおいても近所付き合いをしていない高齢者や、子育てに不安や孤独を感じることもある保護者などが少なからずいます。

自分から助けを求めることは簡単なことではなく、助けを求めたくても求められない人への対応が必要となっています。

今後の取り組み

従来の見守り活動を継続するとともに、新たな協力機関の開拓に努めます。

また、助けを求めたくても求められない人に対するアウトリーチによる支援を強化させるための活動主体の確保に努め、埋もれた課題の掘り起こしなどの機能強化を図ります。

今後は、様々な主体による見守り活動を促進させるよう、地域福祉の核となる支えあい・助けあいの考え方の普及啓発と、見守り主体の確保に努めます。

○ 各主体の役割

区

区民や関係機関、事業者と連携し、障害者、高齢者、子ども等に対する見守り体制を充実させます。

また、地域に埋もれた課題の掘り起こしの機能強化、支えあい・助けあいの考え方の普及啓発に努めます。

社会福祉協議会

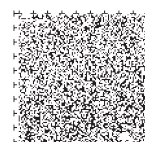
「小地域福祉活動」などの住民主体活動を支援し、地域の見守りを推進します。

区民、民生委員・児童委員、町会・自治会等

各分野の関係機関と協力して、ネットワークなどへの参加や自主的な見守り活動を構築していきます。

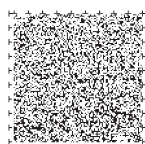
社会福祉法人（福祉施設）、ボランティア・NPO 等、企業・事業所等

みまもり活動を行うネットワークの一員として参加していきます。



区と社会福祉協議会の主な事業

事業番号	事業名・事業概要	これまでの実績（令和2年度）	事業目標
2	地域福祉プラットフォームの運営（再掲） —厚生課・社会福祉協議会— 地域住民が地域社会から孤立することを防ぐとともに、地域における多世代交流や多様な活躍の場を確保するため、誰もが気軽に立ち寄ることができ、相互に交流を図ることができる地域の拠点を整備します。 また、地域住民の意識向上、活動者の育成などを目的とした学習会やイベント等を実施するなど、地域づくりも推進します。 コミュニティ・ソーシャル・ワーカーが常駐し、地域の気軽な相談場所、埋もれた課題の掘り起こし機能なども有しています。	【質的な実績】 地域の中の福祉課題に対し、住民と専門機関が連携・協働する場として、社会福祉協議会が設置してきました。 地域の居場所としての機能とCSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）が常駐する気軽な相談の場として、利用されています。 【数値的な実績】 ・地域福祉プラットフォーム設置件数 令和2年度：2カ所 （平成28年度1件設置 平成29年度1件設置） ・年間利用延べ人数 キラキラ茶家 381人 ガランドール 217人 （令和2年度は社会福祉協議会の事業）	【質的な目標】 令和3年度から区の事業として社会福祉協議会に委託し、区と社会福祉協議会の連携を深めて、実施しています。 重層的支援体制整備事業の相談支援事業、地域づくり等の事業を担う拠点として機能強化と同時に設置数増加に取り組みます。 【数値的な目標】 ・令和3年度において1カ所増設しましたが、令和8年度までにさらに設置数を増やします。 ・利用人数を毎年増加させます。
21	高齢者見守りネットワーク事業 —高齢者福祉課— 高齢者みまもり相談室を核とし、地域住民や関連機関（町会・自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、企業、事業所等）と連携し、ネットワークの充実を図ります。地域住民も参加した地域ネットワークづくりのための新たなボランティアの参加促進を図ります。 また、見守り協力員の養成及び見守り希望者の登録や見守り協力機関の登録の推進に努め、多様な資源を活用した見守り方法を再構築します。	【質的な実績】 地域主体の見守りネットワークの充実に向けて関係者との連携を深めています。 【数値的な実績】 高齢者見守りネットワーク登録機関 31団体	【質的な目標】 地縁団体等の住民主体の見守りに加えて、地域にある企業や商店等も担い手となり、見守り活動を行い、さらなる見守りネットワークの充実を図ります。 【数値的な目標】 高齢者見守りネットワーク登録機関 60団体
22	要保護児童対策地域協議会 —子育て支援総合センター— 児童虐待に関する相談や防止対策の活動を、関係機関相互の連携・協力の下に総合的に行うためのネットワークである「要保護児童対策地域協議会」を運営し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議等を開催して、適切な支援を行います。	【質的な実績】 関係機関（児童相談所、警察署、医師会、民生委員・児童委員、保健センター、学校、保育園、子育てひろば、児童館等）との連携。各関係機関の会議等に参加し、情報連携・情報共有の依頼を行いました。 【数値的な実績】 墨田区要保護児童対策地域協議会を実施 代表者会議：2回 実務者会議：4回 個別ケース検討会議 53回 （他機関検討会参加含む）	【質的な目標】 要保護児童対策地域協議会について、関係機関との連携による機能強化を図り、虐待防止、再発防止を推進します。 【数値的な目標】 墨田区要保護児童対策地域協議会を実施 代表者会議：年2回 実務者会議：年4回 個別ケース検討会議 年50回以上（他機関検討会参加含む）



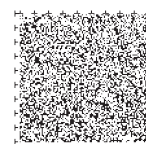
事業番号	事業名・事業概要	これまでの実績（令和2年度）	事業目標
19	小地域福祉活動・ふれあいサロン実施地区の拡大（再掲） —社会福祉協議会— 町会・自治会単位で行われる地域住民同士の自主的な支えあい活動である「小地域福祉活動」の拡大に取り組みます。活動の立ち上げから運営など、それぞれの地域が課題に応じた取り組みができるよう支援します。 地域のだれでも参加できる気軽な交流の場、情報交換の場であるふれあいサロンの拡大に取り組みます。ふれあいサロンの運営を通じて、地域住民が地域の課題に気づき、小地域福祉活動に発展していけるよう支援します。	【質的な実績】 子どもから高齢者まで、地域に住むすべての方を対象に地域で住民同士が見守り、声かけを実施することで、地域全体で福祉活動に対しての理解・関心が深まり、支えあい関係が形成されています。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度はサロン活動や会合を中止した団体が多くありましたが、電話や手紙など工夫をし実施されています。 【数値的な実績】 小地域福祉活動実践地区：33地区 （新規立ち上げ地区：2地区） ふれあいサロン活動地区：17地区 拠点型ふれあいサロン：4地区	【質的な目標】 小地域福祉活動を通じて、見守りや声かけ、気になる人への訪問などを住民が実施することで、子どもから高齢者・障害者まで地域で支えあい関係をつくれます。 また、地域の誰でも参加できる気軽な交流の場、情報交換の場であるふれあいサロンの拡大にも取り組み、ふれあいサロンの運営を通じて、地域住民が地域の課題に気づき、小地域福祉活動に発展していけるよう支援します。 【数値的な目標】 将来的にすべての町会・自治会への小地域福祉活動、ふれあいサロンなど、地域の実情に即した地域活動の推進を図ります。

すみだ地域福祉・ボランティアフォーラムから

平成30年度の「すみだ地域福祉・ボランティアフォーラム」では、「縁が育む地域の力～町会・自治会とボランティア」をテーマに開催しました。グループディスカッションでは「地域力アップのアイデアを出し合おう」をテーマとしました。

その中から「地域における見守り活動」についての意見を一部紹介します。

- ・小地域福祉活動は、頑張る人が3人いればできる。
- ・登校時の見守り活動をしている。毎日同じ服を着ているなど目に見えることは気づきやすい。
- ・高齢者の中には「他人様の世話にはならん」という人がいて、支援が必要な人に支援が届かない要因となっている。
- ・親から虐待を受ける子も増えている。高齢者だけでなく、児童に目を向ける必要がある。



基本目標 1 包括的に支援するしくみを強化する

取り組みの方向性

Ⅲ 地域で支えあい、助けあうしくみを確立する

施策 2

地域における支えあい活動を推進する

目標 令和8年度の姿

◆ 支える側、支えられる側の区別なく、多くの地域で支えあい活動が定着しています。

地域住民や多様な主体が支えあう地域へ

支える側



支えられる側

これまでの取り組みと成果

区では子育てに関する住民参加の支えあい活動として、保育園や学童クラブの送迎や一時的な保育など、子育ての援助を受けたい方と援助をしたい方をつなぐファミリー・サポート・センター事業を行ってきました。生活支援体制整備事業では、多様な主体（住民やNPO、企業等）による支えあいの充実に図り、高齢者の自立した生活を支援しています。

また、社会福祉協議会では、「ハート・ライン21事業」や「ミニサポート事業」など、住民参加による在宅福祉サービスの提供が推進されてきました。

町会・自治会等を単位とした地域住民の自主的な支えあい活動である「小地域福祉活動」を実施している地区も増えてきています。

《アンケートから》

【地域活動や支えあい活動に参加する場合の参加・活動しやすい条件】

時間や期間にあまりしばられないこと 44.2%
気軽に参加しやすい活動があること 35.7%
身近なところで活動できること 33.9%
金銭的な負担が少ないこと 33.3%
身体的な負担が少ないこと 25.3%

【地域の支えあいとして自分自身ができること】

安否確認の声かけ 46.5%
災害時など緊急時の手助け 22.8%
話し相手や相談相手 20.9%
ちょっとした買い物やごみ出し 19.8%
ちょっとした軽作業 14.7%

資料：令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏ニーズ調査報告書

《アンケートから》

【日ごろ、お子さんを預かってもらえる親族・知人はいるか】 就学前の子どもの保護者：まったくいない 19.5%

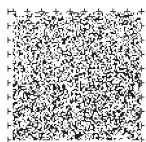
資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（平成31年3月）

【看病や世話をしてくれる人】 そのような人はいない 8.3%

資料：令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏ニーズ調査、墨田区在宅介護実態調査

【いざという時に助けてくれる人】 いない 7.9%

資料：「第5期墨田区障害者行動計画」「第6期墨田区障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定のためのアンケート調査



課 題

アンケート結果をみると、子ども分野では、日ごろ、お子さんを預かってもらえる親族・知人がまったくいないと回答している就学前の子どもの保護者が19.5%、高齢者分野では看病や世話をしてくれる人がいないと回答している人が8.3%、障害者分野ではいざというときに助けてくれる人がいないと回答している人が7.9%となっています。

支えあい・助けあいの考え方の普及啓発を進め、地域住民同士の支えあい活動の支え手となる「ハート・ライン21事業」の協力会員、「ミニサポート事業」の協力員、「ファミリー・サポート・センター事業」のサポート会員をさらに増やしていくことが求められていて、支える側と支えられる側とをつなぐコーディネート機能の強化も必要となっています。

また、障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた対策も必要となっています。

今後の取り組み

地域住民同士の支えあいは地域福祉の基本です。今後も支えあい・助けあいの考え方の普及啓発を進め「ハート・ライン21事業」や「ミニサポート事業」「ファミリー・サポート・センター事業」など、既存の住民参加による在宅福祉サービス、地域の支えあい活動を充実させるとともに、支え手を増やすための事業説明を強化し、人材確保に努めます。

生活支援体制整備事業では、多様な主体（住民、NPO、企業等）による、高齢者の自立した生活の支援を更に進めて行き、地域における社会資源の発掘・創出を通じて、支援を必要とする高齢者へと結びつける取り組みをしていきます。

支える側と支えられる側とをつなぐコーディネート機能についても既存の事業の充実を図り、強化していきます。

また、障害者の居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するための機能の検証を進めます。

町会・自治会を単位とした住民主体の支えあい活動である「小地域福祉活動」を実践する地区に対しては、活動が円滑に行えるよう支援するとともに、新たに活動を始めたい地域への立ちあげ支援を強化していきます。

○ 各主体の役割

区

地域住民同士の支えあい活動が円滑に行えるよう、しくみをつくります。

社会福祉協議会

地域住民同士の支えあい活動のコーディネート役となり、活動の充実に取り組みます。

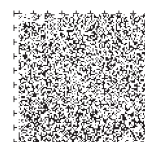
また、地域住民同士の自主的な支えあい活動である小地域福祉活動の拡大に努めます。

民生委員・児童委員、ボランティア・NPO等

支えあい活動の支え手として活動していきます。

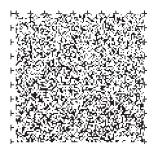
区民、町会・自治会等

支えあい活動に参加することが期待されます。



区と社会福祉協議会の主な事業

事業番号	事業名・事業概要	これまでの実績（令和２年度）	事業目標
23	地域生活支援拠点等が有する機能の充実 —障害者福祉課・保健予防課— 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。	【質的な実績】 令和２年度末開設の重度知的障害者向けグループホームの整備に係る補助を行い、地域生活支援拠点等の機能を付加しました。	【質的な目標】 今後、区における必要な機能を検証して行きます。 また、精神障害者の地域支援を行う面的な体制（地域における複数の機関が分担して必要な機能を担う体制）整備を進めて行きます。
24	生活支援体制整備事業 —高齢者福祉課— 地域ごとの特性に応じた、多様な主体（住民やNPO、民間企業等）による支えあいの充実を図り、高齢者の自立した生活を支援します。 関連機関（社会福祉協議会、高齢者支援総合センター、シルバー人材センター）を中心に生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域の多様な主体（住民やNPO、民間企業等）が参画する協議体により、関係者間の情報共有や連携・協働を図ることで、生活支援サービスの創出や既存の社会資源の把握、担い手となる人材の発掘・育成等を進めます。 また、地域における社会資源と、実際に支援を必要としている高齢者を結びつけるための取り組みを行います。	【質的な実績】 商店街等、地域における「互助」の役割を担っている（担う可能性のある）団体・個人とのネットワークづくりに努めています。 【数値的な実績】 高齢者支援総合センターが把握している交流・通いの場の数419件	【質的な目標】 地域の多様な主体が高齢者の生活支援を担い、共に支えあう地域づくりが推進されています。 【数値的な目標】 高齢者支援総合センターが把握している交流・通いの場の数512件
25	ファミリー・サポート・センター事業 —子育て支援総合センター・社会福祉協議会— 子育ての手助けを必要とする方と子育てのお手伝いができる方をつなぐ会員組織「すみだファミリー・サポート・センター」を運営し、保育園・幼稚園・学童クラブ等の送迎、一時的な保育等の相互援助活動を支援します。	【質的な実績】 子育ての援助を行いたい人「サポート会員」と子育て援助を必要とする人「ファミリー会員」とで構成する会員組織「すみだファミリー・サポート・センター」を設置し、保育園・幼稚園・学童クラブ等の送迎、一時的な保育援助を会員相互の援助活動の中で実施しています。 【数値的な実績】 活動件数（サポート会員）2,320件	【質的な目標】 子育ての手助けを必要とする「ファミリー会員」と子育ての手助けができる「サポート会員」をつなぎ、地域の子育て支援の充実を図るため、会員数を増加させます。また、サポート会員が増加することにより活動件数が増加し、子育て環境の向上につなげます。 【数値的な目標】 活動件数（サポート会員）5,956件



事業番号	事業名・事業概要	これまでの実績（令和2年度）	事業目標
19	小地域福祉活動・ふれあいサロン実施地区の拡大（再掲） —社会福祉協議会— 町会・自治会単位で行われる地域住民同士の自主的な支えあい活動である「小地域福祉活動」の拡大に取り組みます。活動の立ち上げから運営など、それぞれの地域が課題に応じた取り組みができるよう支援します。 地域のだれでも参加できる気軽な交流の場、情報交換の場であるふれあいサロンの拡大に取り組みます。ふれあいサロンの運営を通じて、地域住民が地域の課題に気づき、小地域福祉活動に発展していけるよう支援します。	【質的な実績】 子どもから高齢者まで、地域に住むすべての方を対象に地域で住民同士が見守り、声かけを実施することで、地域全体で福祉活動に対する理解・関心が深まり、支えあい関係が形成されています。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度はサロン活動や会合を中止した団体が多くありましたが、電話や手紙など工夫をし実施されています。 【数値的な実績】 小地域福祉活動実践地区：33地区（新規立ち上げ地区：2地区） ふれあいサロン活動地区：17地区 拠点型ふれあいサロン：4地区	【質的な目標】 小地域福祉活動を通じて、見守りや声かけ、気になる人への訪問などを住民が実施することで、子どもから高齢者・障害者まで地域で支えあい関係をつくれます。 また、地域の誰でも参加できる気軽な交流の場。情報交換の場であるふれあいサロンの拡大にも取り組み、ふれあいサロンの運営を通じて、地域住民が地域の課題に気づき、小地域福祉活動に発展していけるよう支援します。 【数値的な目標】 将来的にすべての町会・自治会への小地域福祉活動、ふれあいサロンなど、地域の実情に即した地域活動の推進を図ります。
26	すみだハート・ライン21、ミニサポート事業 —社会福祉協議会— 高齢者や障害者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民の参加と協力により家事援助や外出支援などを提供する有料の会員制在宅福祉サービスです。地域のニーズや課題に対し、住民参加によるサービス提供を推進し、地域で支えあい・助けあう形をつくっていきます。	【質的な実績】 住民参加型在宅福祉サービス事業の実施により、地域住民の福祉意識を向上させるとともに在宅における自立した生活を支援しました。 【数値的な実績】 ハート・ライン21 協会員：233人 ハート・ライン21 利用会員：158人（うち、墨田区訪問型サービスB事業利用者17人） ハート・ライン21 活動件数 2,931件 ミニサポート事業協力員：189人 ミニサポート利用件数 72件 ハート・ライン、ミニサポート合同事業説明会 12回開催 研修 2回開催	【質的な目標】 介護保険等の公的なサービスでは補えない地域や個人の課題に対し、地域の実情や環境に柔軟に対応しながら住民同士で支えあうことで、安心して自立した生活を継続できる地域（人）をめざします。 【数値的な目標】 事業や活動に対する地域住民の理解と参加を広げることを目的とした事業説明会を月1回以上、研修等を年3回以上開催します。

すみだ地域福祉・ボランティアフォーラムから

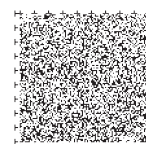
令和元年度の「すみだ地域福祉・ボランティアフォーラム」は、「つながる地域のボランティア～心を伝えあえるまち」をテーマに開催しました。

分科会で取り上げた「なぜ、地域でのお互いさまの助けあいが必要なのか」の様子とそこからでた意見を一部紹介します。

【助けあい体験ゲーム】

このゲームは、色分けされた60種類のカードから自分が助けてほしいカードを3枚選び、グループのメンバーと交渉する。自分や参加した人たちの「できること」「してほしいこと」を出し合うことで、気付かなかった能力やニーズに気付くことができたり、助けあいのうれしさや楽しさが実感できる。また、「助けて」と言えることの大切さや難しさ気付く体験ゲームである。分科会で実施した時の主な感想や意見は次のとおり。

- ・助けてほしいときは具体的に伝えることが大切だと感じた。
- ・自分の特技や得意なことに気付いた。
- ・日頃の近所付き合いやコミュニケーションが大切だと思った。
- ・はじめは高いと思っていたハードルが、少し下がった。
- ・6～8人ぐらいいると、小さい問題は解決できるとわかった。
- ・実際の地域でこんな関係性が作れるのが大きな問題となる。
- ・普段から地域の付き合いがないと、支えあいの一歩を踏み出すことができないと思った。



基本目標 1 包括的に支援するしくみを強化する

取り組みの方向性

Ⅲ 地域で支えあい、助けあうしくみを確立する

施策 3

地域力を高める活動を支援する

目標 令和8年度の姿

- ◆ 地域における多分野協働のプラットフォームが多くの地域に生まれています。
- ◆ 社会福祉法人間のネットワークが強化され、情報交換や交流会などが積極的に行われています。
- ◆ 地域で「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識が高まっています。

社会福祉法人ネットワーク
「地域における公益的な取組」



多分野協働のプラットフォーム
町会・自治会 商店街 NPO等、
企業 学校 地域で活動する団体

これまでの取り組みと成果

地域では、従来から町会をはじめとする地縁組織が地域の課題解決に取り組んできました。地域力を高める活動が進んでいる地域もあります。

社会福祉法人の中には「地域における公益的な取組」で、地域の関係機関や活動者と連携し、地域共生社会の実現のために活動しているところもあります。

また、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識をもって活動している町会・自治会などに、防犯カメラを設置する場合の助成、地域で自主防犯活動をしている団体を支援するための防犯パトロール用品の支給、地域安全マップの作成などの支援等を行っています。

《アンケートから》

【地域で行われている活動】

町会・自治会、子ども会等、地縁団体の活動が
活発に行われている 33.1%
ボランティア、NPO法人の活動が活発に行われ
ている 3.7%

資料：令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏ニーズ調査
報告書

【町会・自治会が普段行っている助けあい・みまもり活動について】

このまま役員の高齢化が進むと実施が困難である 44.7%

資料：全町会・自治会実態調査報告書（平成30年12月）

《活動者等アンケートから》

【地域のつながりを強くするには、どのような活動が有効だと思うか】

町会自治会を活性化させる 76.7%
地域住民が交流できるイベントなどを開催する 69.0%

【社会福祉法人における公益域的な取組】

実施している社会福祉法人 57.1%

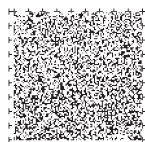
【社会福祉法人と地域関係者が連携した取り組み】

実施している社会福祉法人 64.3%

【地域にボランティア活動を広げるには】

活動者を増やす 63.3%
町会・自治会と連携する 63.3%
ボランティア同士が連携する 60.0%
他のボランティアの取り組みを参考にする 56.7%

資料：第4次墨田区地域福祉計画に係るアンケート調査結果



課 題

これまで、町会・自治会活動は地域活動の要となってきましたが、町会・自治会を対象としたアンケートでは「助けあい・みまもり活動はそのまま役員の高齢化が進むと実施が困難だ」と感じているところが44.7%と半数に近くなっており、今後の人材確保が課題となっています。

また、地域の課題解決に取り組んだり、防犯力を強化するなど、地域力を高める活動を促進するためには、様々な主体がつながり、地域全体で取り組むことが求められており、そのためのしくみづくりがさらに必要となっています。

今後の取り組み

地域の課題解決に取り組むための支援をしていきます。

区と町会・自治会の連携を強化していくとともに、若年層の活動参加を促進するための町会・自治会活動のデジタル化促進や集合住宅居住者の加入促進等への啓発を強化し、人材確保に努めます。

また、地域共生社会の実現に向けた取り組みにおいて重要な役割を持つ社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進するためのネットワークづくりを支援していきます。

○ 各主体の役割

区

地域で活動する様々な主体で構成し、それぞれが得意とするネットワークや知恵を活かしながら問題解決していくための方策を話し合う場づくりを進めます。

社会福祉協議会

町会・自治会が行う地域福祉活動を支援します。

また、区内の社会福祉法人が連携して福祉課題に取り組むための、ネットワークづくりを進めます。

民生委員・児童委員

地域課題解決のための自主的な活動を活発に行っていきます。

町会・自治会等

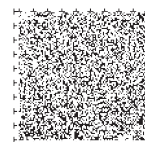
身近な地域で活動する機会をつくり、住民同士のつながりが豊富な地域をつくることが期待されます。

社会福祉法人（福祉施設）

「地域における公益的な取組」を実施し、地域の課題解決に取り組むことが期待されます。

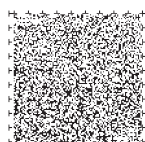
区民、ボランティア・NPO 等、企業・事業所等

地域力を高める活動に参加し、地域の課題解決に取り組むことが期待されます。



区と社会福祉協議会の主な事業

事業番号	事業名・事業概要	これまでの実績（令和2年度）	事業目標
27	地域力向上プラットフォーム事業 —地域活動推進課— 区内に小地域（1 連合町会程度）を定めて、地域のことを考えて話し合う場である「地域力向上プラットフォーム」を整備します。その地域に暮らす人や地域のために活動する団体など様々な主体が参加して、地域の将来や課題について話し合い、問題解決のため取り組みを行います。	【質的な実績】 本事業は令和元年度に開始し、横網・石原連合町会地域を対象に、地域力向上プラットフォーム（名称：石横処）を立ち上げ、3 回のワークショップを通して、4 つのグループを作り、グループごとに地域課題の解決に向けた取組計画を策定しました。（ワークショップ参加者数：延べ 83 名） 令和2年度は、石横処（横網・石原地域の地域力向上プラットフォーム）の活動支援と他の地域における地域力向上プラットフォームの設置を予定していましたが、新型コロナウイルスの影響により実施を見合わせました。 【数値的な実績】 地域力向上プラットフォーム設置数：1 箇所	【質的な目標】 区内 6 か所に設置した地域力向上プラットフォームが機能し、町会・自治会や NPO、商店会、地元企業などさまざまな主体がつながり、地域課題解決に向けた主体的な取り組みが実施されることを目標に支援を行います。 【数値的な目標】 地域力向上プラットフォーム設置数：6 箇所
28	町会・自治会活動への支援 —地域活動推進課— 地域住民の連帯意識を醸成するとともに、地域の課題解決を自主的に担う町会・自治会の日常的な活動を支援します。 コミュニティ推進活動助成をはじめとした各種助成や活動にあたっての課題解決に向けた講習等を行っています。	【質的な実績】 平成 30 年度に実施した全町会・自治会実態調査等を踏まえ、役員高齢化や加入促進など、町会・自治会が直面している課題解決のための事業に取り組んできました。令和2年度には町会・自治会の実態を踏まえ、一部の助成事業を拡充しました。 【数値的な実績】 町会・自治会加入世帯率：65%	【質的な目標】 区と町会・自治会との連携を強化していくとともに、若年層の新規加入や活動参加を増やすため、町会・自治会活動のオンライン化の促進や集合住宅居住者への啓発強化を図ります。 【数値的な目標】 町会・自治会加入世帯率：65%
29	地域安全マップ作成事業 —安全支援課— 「犯罪者に犯罪の機会を与えないことによって犯罪を予防する考え方」を地域の方に知ってもらうことを目的に「地域安全マップ」作成の講座を実施しています。まちの中の「入りやすい場所」「見えにくい場所」の改善や環境美化、防犯パトロール活動の実施にもつながっています。	【質的な実績】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施 【数値的な実績】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施	【質的な目標】 犯罪が起こりやすい場所とはどういうところかについて地域安全マップ講座や配布用のマップで学ぶことで、地域内の犯罪を予防し、住民の自主防犯力を高める。 【数値的な目標】 1 年度あたり 10 町会以上を対象に地域安全マップ作成事業を実施する。



事業番号	事業名・事業概要	これまでの実績（令和2年度）	事業目標
30	町会・自治会における地域福祉活動の促進 —社会福祉協議会— 町会・自治会が独自に行う地域福祉活動の経費助成等を通じて、それぞれの地域の実情に合った地域福祉活動を支援します。	【質的な実績】 助成金の交付にあたっては、職員が区内の町会自治会を訪問し、地域福祉活動に対する支援を行っています。新型コロナウイルス感染拡大防止のため訪問を実施できませんでした。 【数値的な実績】 169 町会・自治会へ地域福祉活動助成金の交付	【質的な目標】 引き続き町会・自治会の福祉活動の活発化を図るとともに、地域や組織の課題を発掘し、住民同士で解決できるよう支援します。
31	社会福祉法人のネットワークづくり —社会福祉協議会— 地域における福祉課題解決に向けて、区内の社会福祉法人が連携して、定期的な情報交換、地域公益活動などを行うためのネットワークづくりに取り組みます。	【質的な実績】 新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、活動が制限されたため、情報提供などを行いました。総会については、文書開催としました。	【質的な目標】 地域における福祉課題等の解決に向け連携し、情報共有や地域ニーズの把握に取り組みます。区内社会福祉法人と連携した地域公益活動の実施を目指します。

すみだ地域福祉・ボランティアフォーラムから

平成30年度の「すみだ地域福祉・ボランティアフォーラム」では、「縁が育む地域の力～町会・自治会とボランティア」を全体のテーマとし、3つの活動事例発表とグループディスカッションを開催しました。

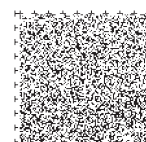
ここでは児童館の活動事例を一部紹介します。

【平成30年度 活動事例紹介】

○児童館は 子どもが育つ活動拠点 人がつながる地域の拠点から抜粋

中川児童館では、開館当時から児童館を地域で支えていこうと、地域ボランティア組織「中川つくし会」が結成されている。子どもは家庭の中だけで育てるのではなく地域で見守る、社会性を育てるという意識から、町会がボランティアとして児童館の行事に参加し、子どもたちの健全育成に寄与していこうというのが趣旨であった。

社会福祉協議会が推進する拠点型ふれあいサロンも実施していて、地域の高齢者と乳幼児を持つ親子の触れ合う機会となっている。地域の方が来てくださり、将棋タイムという事業もやっていて、地域の方と子どもたちが仲良くなる良い機会となっている。



活動紹介

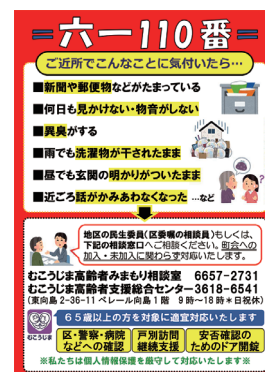
《高齢者みまもり相談室（高齢者見守りネットワーク事業）》

六一110番 ～“町会”を超えて地域の見守り活動に取り組む～

東向島六丁目第一町会では、令和3年6月に「六一110番」（ろくいちひゃくとうばん）という、見守り活動を開始しました。これは、むこうじま高齢者みまもり相談室・高齢者支援総合センターや向島警察署等関係機関と連携して、町会員に限らず町会区域の見守り活動を通して、孤立死を防止することを目的としています。

活動開始のきっかけは、同年に町会区域内で発生した、高齢者の孤立死です。こういったことを防止するために、地域全体で緩やかに見守っていくことの大切さを痛感した民生委員・児童委員や、町会有志の方が活動をしています。町会の枠を超えて地域を支える活動となっています。

[高齢者福祉課]



《生活支援体制整備事業》

すみごち市場 ～買い物支援から始まった交流の場～

墨田五丁目の北部地域では、鐘ヶ淵駅前のスーパーが閉店して以降、自転車に乗れないひとり暮らし高齢者が日常の買い物をするのが大変な状態になりました。

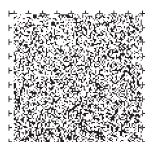
そのような中、築約90年の物件を借り受け、墨田五丁目で暮らし始めていた若い住民の方が、近隣の元八百屋さんのご協力も得て、毎週土曜日、買い物支援のための小さな市場「すみごち市場」を始めました。この取り組みには、民生委員・児童委員や地域活動を行う自主団体、地域住民・介護事業者に加えて地元のうめわか高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室も参画し、地域主体の買い物支援活動となっています。

令和2年1月に開始し、コロナ禍で中断もありましたが、現在も継続している取り組みです。今では野菜を買うことはもちろん、お話をすることを楽しみにし、地域の高齢者など、住民が集う交流の場となっています。

[高齢者福祉課]



買い物に加えて、ここで得たつながりから新たな地域活動が生まれる場にもなっています。



活動紹介

《小地域福祉活動・ふれあいサロン》

地域には、高齢者や障害者、お子さんをはじめ、何らかの手助けを必要としている人が暮らしています。そういった方が地域で生活する上で頼りになるのは、家族であり、友人であり、そして近隣の人ですが、核家族化や人間関係の希薄化などで、助けを求めるSOSを出せない人がいます。そこで、地域全体で支えあい助けあう、「小地域福祉活動」を推進しています。

「小地域福祉活動」は、お互いが顔見知りである町会・自治会を範囲とする地域単位で行う支えあい・助けあいの活動です。高齢者や子どものいる世帯等への戸別訪問や、見守り・声かけ活動、簡単な家事援助など、それぞれの地域に合った活動を行っています。社会福祉協議会では既に活動している地域の活動の充実と新たな推進地区の育成に向けての活動を展開しています。また、それぞれの活動地域と連携を取ると同時に、民生委員・児童委員や関係機関と地域とのパイプ役を務めています。

その他、住民による「支えあいマップ」づくりを通して、日常の見守り・声かけ活動を推進しつつ、大地震等の災害時にも活用できるような取り組みも進めています。

「ふれあいサロン」は、「小地域福祉活動」の一環で行っている活動です。高齢者や障害者、子育て中の親子など、外出の機会が少ない人たちが気軽に集まり、仲間づくりをすることで、地域の人とのつながりを持続させるための活動です。町会会館などを会場として、その地域にお住まいの人ならどなたでも参加できます。

サロンでは、顔を合わせておしゃべりができるので、地域の情報交換の場にもなっています。また、この活動から発展して、サロンの行き帰りに気になる人の見守りをしたり、戸別訪問を始めるなど、様々な活動に広がる第一歩となっています。

亀一うき福祉委員会は、地域で顔の見える関係を築きたいとの思いのもと活動を行っています。ふれあいサロンを通して、参加者の多くが顔見知りとなり、現在では顔を合わせると自然とあいさつが行える関係となっているほか、一人暮らしの高齢者など気になる方に対して、委員がおそろいのエプロンを着用し戸別訪問活動を行い、様子を確認するなど、支えあいの活動が地域の中で広がっています。

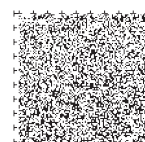


亀一うき福祉委員会の戸別訪問の様子



千三ふれあいハート福祉委員会の様子

千三ふれあいハート福祉委員会は、毎月2回ふれあいサロンを開催しています。地域の方から「新型コロナウイルス感染症拡大の影響でどこにも出かけられず、足腰が弱った」との声を受けて、座位でも立位でもできる体操を行うなど、地域の住民の声に寄り添ったサロンを行っているほか、一人暮らしの高齢者など気になる方にサロンへのお誘いを行うことで、見守りや状況確認を行っています。〔墨田区社会福祉協議会〕



基本目標 1 包括的に支援するしくみを強化する

取り組みの方向性

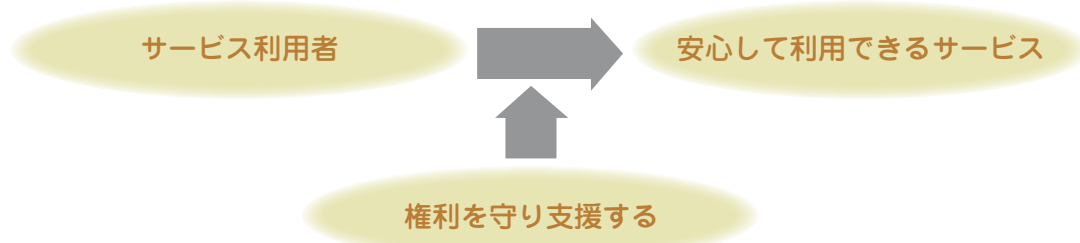
Ⅳ 地域で安心して暮らし続けるための支援をする

施策 1

成年後見制度などの 権利擁護事業を推進する

目標 令和8年度の姿

- ◆ 福祉サービスを必要とする区民の権利が守られ、適切なサービスを利用して地域で安心して暮らしています。



これまでの取り組みと成果

成年後見制度の利用を支援する制度のうち、区が申立てを支援する制度については、身寄りのない方や虐待を受けている方などの権利を守るための利用が大きく進んでいます。

社会福祉協議会のすみだ福祉サービス権利擁護センターには、認知症の方の家族や支援者を中心に相談者が訪れ、その方の状況に応じたアドバイスを受けることができています。

また、毎年、区独自の研修を通じて市民後見人が養成され、同じ地域で暮らす住民の視点から、本人の気持ちに寄り添った支援が行われています。

＜アンケートから＞

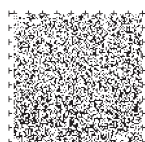
【成年後見制度の認知度】

名前は知っているが、内容は知らない 27.8%
初めて聞いた 23.6%

資料：令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏二一調査報告書

解説

- 成年後見制度：認知症や知的障害・精神障害などで、福祉サービスの契約や預貯金の管理などが困難な方の、権利や財産を保護し、支えるための制度
- 市民後見人：養成研修で一定の知識や技術を身につけた区民の方が、市民後見人（成年後見制度における後見人等）になって、同じ区内に住む方をサポートする制度



課題

今後、高齢化が進んでいくこともあり、さらなる権利擁護事業の推進が必要となっていきますが、アンケートで成年後見制度について「名前は知っているが、内容は知らない」と答えている方が27.8%、「初めて聞いた」と答えている方が23.6%います。すみだ福祉サービス権利擁護センターの存在と併せて、権利擁護事業を広く周知することが重要です。

また、市民後見人は成年後見制度を支える重要な人材となっています。担い手を発掘して育成していくことがさらに求められています。

今後の取り組み

区では、「成年後見制度利用促進基本計画」を定め、関係機関との連携を強化し、成年後見制度やすみだ福祉サービス権利擁護センターの周知とともに権利擁護事業をさらに推進して行きます。

また、今後も、市民後見人の人材発掘のためのPRに努め、養成研修も充実させていきます。

【成年後見制度利用促進基本計画】⇒ P 86

○ 各主体の役割

区

区民の権利を守るために、必要な人が必要な支援につながるよう、制度の周知と利用の支援に努めます。特に成年後見制度の相談窓口が区民にわかりやすくなるよう、すみだ福祉サービス権利擁護センターと連携し、周知していきます。

社会福祉協議会

認知症や知的障害、精神障害などの状況に合わせ、金銭や不動産などの管理について必要な制度が利用できるよう、相談と支援を一体的に行います。

市民後見人や生活支援員など、地域住民の力を支援に活かし、本人の気持ちに寄り添った権利擁護を推進します。社会福祉協議会が後見人となる「法人後見」についても推進していきます。

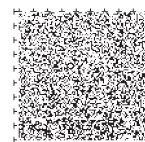
日常的な支援ができる家族がいない方のために、お元気なうちから任意後見等の契約を結ぶ「すみだあんしんサービス」事業を開始します。最後までご本人の意思を実現する支援をします。

区民、町会・自治会等

成年後見制度について理解を深め、市民後見人養成研修に参加し、困っている方を地域で支えるために活動することが期待されます。

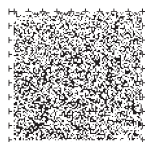
民生委員・児童委員、社会福祉法人（福祉施設）、ボランティア・NPO等、事業所等

成年後見制度について理解を深め、認知症の方や知的・精神障害の方がいた場合に、適切なアドバイスをし、必要に応じて権利擁護センターにつなげていきます。



区と社会福祉協議会の主な事業

事業番号	事業名・事業概要	これまでの実績（令和２年度）	事業目標
32	成年後見制度の利用支援 —厚生課・社会福祉協議会— 成年後見制度に関して、身寄りがいない場合等の区長による申立て、申立て費用や後見人への報酬費用の助成、制度を必要とする人が利用しやすいしくみをつくりま	【質的な実績】 (厚生課) 来所や電話による相談に随時応じながら、高齢者福祉課、障害者福祉課、保健センター等と連携し、区長申立を適正に行いました。また、申立経費や報酬費用助成を行うことで、虐待や身寄りがいない等の理由で親族の支援を受けられない方でも成年後見制度が利用できるよう努めました。 (社会福祉協議会) 成年後見制度について、パンフレット、広報誌、ホームページの各媒体を通じ広く周知を行いました。また、来所や電話による相談に随時応じました。 【数値的な実績】 (厚生課) 成年後見区長申立：56 件 報酬費用助成：58 件 (社会福祉協議会) 報酬費用助成：3 件	【質的な目標】 (厚生課) 区長申立、申立経費・報酬費用助成を適切・迅速に行い、高齢者や障害者の方の権利を守ります。 また各関係機関との連携体制を強化し、成年後見利用促進体制の整備を図ります。 (社会福祉協議会) 引き続き各媒体を通じ広く制度や権利擁護センターの周知を行います。また、講演などを通じての直接の広報にも力を注ぎます。
33	市民後見人の育成・支援 —厚生課・社会福祉協議会— 成年後見制度が必要な方を地域で支えるしくみとして、市民後見人の育成と支援を行います。市民後見人養成研修の内容の充実を図るほか、研修修了者にフォローアップを行い、支援力を強化します。 研修修了者の受任支援を行い、後見人等を受任した市民後見人には、社会福祉協議会が監督人として支援します。	【質的な実績】 市民後見養成研修を実施し市民後見人の育成を行いました。後見人を受任した時には市民後見マニュアルを配布し、安心して後見活動ができるようにしています。また後見人を受任するまでの間、3 人の方に法人後見の支援員として担当を担ってもらい、実践経験を積んでもらいました。 【数値的な実績】 養成研修修了者：17 人 (累計 116 人) 市民後見人受任件数：6 件 (累計 60 件) 法人後見支援員：3 人 (累計 3 人) フォローアップ研修：2 回	【質的な目標】 今後も市民後見人の PR を積極的に行い、市民後見人の育成をさらに進め、利用者及び受任者が増えるよう努めます。また、法人後見支援員の登録と活動を進めます。市民後見人と法人後見事業により、支援が必要な方々の広い受け皿として機能していくよう推進していきます。 【数値的な目標】 養成研修修了者：年 15 人 (累計 191 人) 市民後見人受任件数：年 10 件 (累計 110 件) 法人後見支援員：年 10 人 (累計 53 人) フォローアップ研修：年3回実施



事業番号	事業名・事業概要	これまでの実績（令和2年度）	事業目標
34	法人後見人の活動 —社会福祉協議会— 成年後見制度が必要な方で、課題が多く、対応が難しい等の理由がある場合は、墨田区社会福祉協議会が後見人となり、支援を行っています。	【質的な実績】 令和元年度から法人後見人活動を開始しています。養成研修の修了者から後見支援員を担ってもらい、定期訪問や事務手続きなどを行っています。 【数値的な実績】 法人後見人受任件数：8件 （累計14件）	【質的な目標】 今後も支援が必要な方を地域で支えるしくみとして、市民後見人と同様に法人後見人の受任を推進していきます。 【数値的な目標】 法人後見人受任件数：年10件 （累計64件）
35	あんしんサービス事業 —社会福祉協議会— 日常的な支援ができる親族がいない方のために、元気なうちから「見守りサポート」「任意後見サポート」「エンディングサポート」契約を結びます。将来困ることなく、最後までご本人の意思を実現する支援をします。	令和4年度新規事業	【質的な目標】 令和3年度は試行期間として2名の契約・支援を行います。 令和4年度以降は、試行の結果を踏まえて、事業を推進していきます。

すみだ地域福祉・ボランティアフォーラムから

平成29年度の「すみだ地域福祉・ボランティアフォーラム」では、「地域力でつくる支えあいのまち～人と人とのつながりで 困りごとを解決しよう」を全体のテーマとし、4つの分科会を開催しました。ここでは分科会「住み慣れた地域での暮らしを支えるボランティア～高齢の方も、障害のある方も安心して暮らし続けるために」で話し合ったことを一部紹介します。

〈報告：市民後見人等からの体験談〉

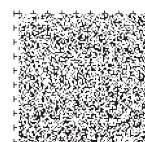
- ・名前をおぼえてもらうことを目標に日々後見人として接していたが、名前をおぼえてもらったときは今でも忘れない。
- ・たびたび呼び出されたりして大変だったが、頼りにされてよかったと思っている。
- ・被後見人に自分も相談することなどがあり、この関係性は「持ちつ持たれつ」であると実感した。

〈市民後見人への質問：なぜ市民後見人をやろうと思ったか〉

- ・区報や民法改正の状況を見て、好奇心でやってみた。
- ・月に数時間ならできると思った。人とのネットワークが増えることや介護の知識が増えることも理由である。
- ・仕事の延長線上で気になっていたのがあったのでやってみた。

〈参加者のディスカッションから：地域で支えあうには誰が何をすればいいか〉

- ・仲間同士でやる。そこに子どもも高齢者もない。みんなでやる。
- ・会社に勤めていた時は地域にかかわりがなかったので、地域活動をやってみようと思っている。



【墨田区成年後見制度利用促進基本計画】

1. 背景

国は、認知症や知的障害その他精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方々を、社会全体で支えあうための重要な手段である「成年後見人制度」が十分に利用されていない場合が多くあると指摘しています。そこで、平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、区市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。

このような状況の中で墨田区では、認知症、身寄りのない高齢者、金銭面で虐待を受けている方などの権利を守るため、区が成年後見制度の利用の支援や墨田区社会福祉協議会のすみだ福祉サービス権利擁護センターと連携し、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分となった方やその家族、支援者に対する相談・利用支援体制の整備を進めてきました。

2. 計画の概要

今後一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれ、制度の必要性が高まっていくと考えられています。

その中で、墨田区における成年後見制度利用支援体制の体系を整理するとともに、「地域連携ネットワークの構築」や必要な相談支援体制などを段階的・計画的に整備していくための方針を示すことを目的としています。

3. 地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークとは、支援の必要な方やその家族が、本人らしい生活を守るためのひとつの手段である成年後見制度を利用しやすいように、相談窓口の周知に努めるとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者や後見人を中心とした「チーム」で適切な支援につなげる地域連携のしくみです。また、既存のケースカンファレンスや地域資源などを活用し、「チーム」で本人の意思や生活状況など把握しながら必要な支援を行っていきます。

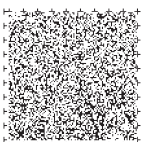
(1) 権利擁護支援の必要な方の発見・支援

高齢者や障害者等における支援体制や地域資源の有効活用により、支援が必要な方の早期発見及び支援が適切に行われるようにします。

(2) 早期段階からの相談・体制整備

成年後見制度の周知や、権利擁護に関する相談窓口である「すみだ福祉サービス権利擁護センター」の存在を広く区民や関係機関に知ってもらうための周知を積極的に行います。

また、今後も支援が必要な方の本人や家族、関係者がどのような権利擁護の支援が受けられるのか理解し相談しやすい環境を整備します。



(3) 意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の構築

意思決定支援とは、意思決定の主体である成年被後見人（支援を受ける方）の意思・価値観を尊重し、その方が自分自身の意思を支援者に表明できるように、必要な情報を提供し、本人の考え方を引き出すための支援です。また、身上保護とは、介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退院（所）手続きや費用の支払いなど、日常生活にかかる契約などの支援です。

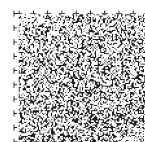
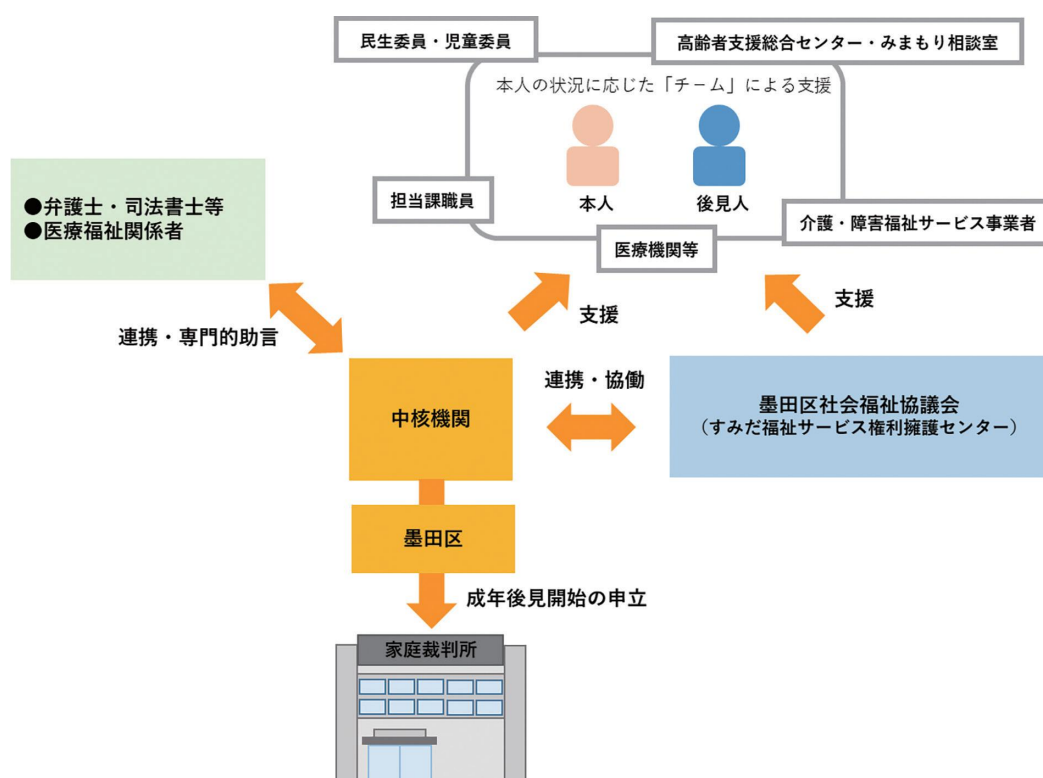
墨田区では、支援を必要とする方の気持ちが尊重され住み慣れた地域で自分らしく生きていくことができるよう、意思決定支援・身上保護を重視した支援を行っています。

4. 中核機関の整備・運営方針

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。すみだ福祉サービス権利擁護センターやケースカンファレンスなど既存の取組みを活用しながら墨田区が中核機関の機能・効果として求められる①広報機能、②相談機能、③利用促進機能、④後見人支援機能、⑤不正防止効果をより充実させていく必要があります。

墨田区では、各関係機関と連携しながら中核機関を整備していきます。また、本人の家族、関係者や後見人を中心とした「チーム」に対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行えるよう連携強化等を図ることで、地域課題の解決につなげていくための協議の場の整備を検討していきます。

墨田区中核機関・地域連携ネットワークのイメージ



基本目標 1 包括的に支援するしくみを強化する

取り組みの方向性

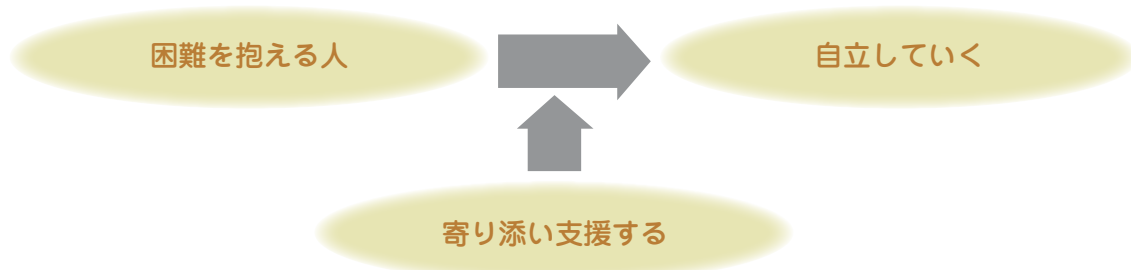
Ⅳ 地域で安心して暮らし続けるための支援をする

施策 2

生活に困難を抱えている人の自立を支援する

目標 令和8年度の姿

- ◆ 貧困など、様々な理由により日常生活に支障をきたすことなく、誰もが自立した生活を送り、また、自立を目指して暮らしています。
- ◆ ひきこもり状態にある方を含む、こころの悩みや生きづらさを感じている方が、社会とのつながりを回復させるためのしくみづくりが進んでいます。



これまでの取り組みと成果

生活困窮者自立支援法が施行され、生活や仕事の不安、住居の不安などを抱える生活困窮者（生活保護受給者を除く）からの相談に、相談支援員が応じ、必要な情報の提供及び助言をして他の機関と連携しながら、自立に向けた支援を行っています。

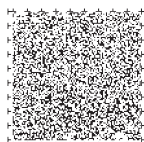
また、生活に困難を抱えている人の「生きることの包括的な支援」として、平成31年3月に墨田区自殺対策計画が策定され、地域全体で「生きる支援」に取り組むうえでの、地域におけるネットワークの強化などが明確化されました。

生活保護の自立支援プログラムが充実されてきており、就労による経済的な自立だけでなく、社会的なつながりを回復したり、就労の意欲を呼び起こしたりする取り組みが行われ、元ホームレスの方が地域になじんでいたり、ボランティア活動によって地域の施設とつながったりしています。

《アンケートから》

【区の施策のうち特に力を入れてほしいと思うこと】
生活困窮者の支援 7.1%

資料：第26回墨田区住民意識調査（令和2年）



課 題

生活保護を受けている方の自立支援に加え、生活保護に至るリスクの高い方々への支援がいっそう求められています。自分から相談に行かないなど、相談支援機関とつながりにくい人もいます。

また、ひきこもり状態にある方を含む、こころの悩みや生きづらさを感じている方が地域社会とのつながりを回復させるためのしくみづくりが必要となっています。

今後の取り組み

生活保護に至るリスクの高い、生活や仕事の不安、住居の不安などを抱える生活困窮者の支援を引き続き充実させていきます。

また、相談機関につながりにくい場合や、ひきこもり状態にある方を含む、こころの悩みや生きづらさを感じている方には、アウトリーチなどによる支援を届ける機能の強化や、自宅以外で安心して過ごせる居場所づくりを進めるなど、「生きる支援」に取り組めます。

生活保護受給世帯に対しては、これまでと同様世帯の状況に合わせた自立を支援し、地域の中で社会的なつながりをつくり、充実した生活を送ることを目指します。

○ 各主体の役割

区

生活保護を受給している方、生活に困窮している方への生活相談を実施し、自立に向けた必要な支援を行っていきます。

また、ひきこもり状態にある方を含む、こころの悩みや生きづらさを感じている方に対する支援も行っていきます。

区民

区民一人一人が、自立した生活を継続できるよう努力するとともに、家族や近隣の人々を見守り・支援し、お互いに助けあって生活していきます。

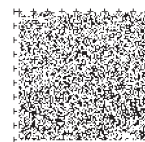
また、地域の居場所づくりには地域住民も主体的にかかわり、お互いに支えあう関係をつくりま

民生委員・児童委員

こころの悩みや生きづらさを感じている方が支援を受けられるよう、関係機関につないでいきます。

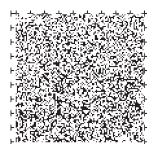
ボランティア・NPO 等

生活に困難を抱えている人が社会的なつながりを維持・回復し、自立に向かえるような活動を通じて支援をしていきます。



区と社会福祉協議会の主な事業

事業番号	事業名・事業概要	これまでの実績（令和2年度）	事業目標
2	地域福祉プラットフォーム事業（再掲） —厚生課 社会福祉協議会— 地域住民が地域社会から孤立することを防ぐとともに、地域における多世代交流や多様な活躍の場を確保するため、誰もが気軽に立ち寄ることができ、相互に交流を図ることができる地域の拠点を整備します。 また、地域住民の意識向上、活動者の育成などを目的とした学習会やイベント等を実施するなど、地域づくりも推進します。 CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）が常駐し、地域の気軽な相談場所、埋もれた課題の掘り起こし機能なども有しています。	【質的な実績】 地域の中の福祉課題に対し、住民と専門機関が連携・協働する場として、社会福祉協議会が設置してきました。 地域の居場所としての機能とCSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）が常駐する気軽な相談の場として、利用されています。 【数値的な実績】 ・地域福祉プラットフォーム設置件数 令和2年度：2カ所 （平成28年度1件設置 平成29年度1件設置） ・年間利用延べ人数 キラキラ茶家 381人 ガランドール 217人	【質的な目標】 令和3年度から区の事業として社会福祉協議会に委託し、区と社会福祉協議会の連携を深めて、実施します。 重層の支援体制整備事業の相談支援事業、地域づくり等の事業を担う拠点として機能強化と同時に、設置数増加に取り組みます。 【数値的な目標】 ・令和3年度において1カ所増加させるほか、令和8年度までにさらに設置数を増やします。 ・利用人数を毎年増加させます。
36	生活困窮者自立相談支援事業 —厚生課— 生活困窮者自立支援法に基づき、生活や仕事の不安、住居の不安などを抱える生活困窮者（生活保護受給者を除く）からの相談に、相談支援員が応じ、必要な情報の提供及び助言をして他の機関と連携しながら、支援プラン等に基づき自立に向けた支援を行います。	【質的な実績】 生活や仕事の不安、住居の不安などの相談を受け、生活困窮者自立支援法に基づき生活保護に至る前の段階から支援を行い、自立を促す支援を行いました。 【数値的な実績】 ・プラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合 92%	【質的な目標】 専門性を持った相談支援員が相談者が抱える課題に対して適切な支援を行い、自立を促します。 【数値的な目標】 ・プラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合 90%以上を継続します。
37	生活保護受給者自立支援プログラム —生活福祉課— 生活保護を受給している方、生活に困窮している方への生活相談を実施し、自立支援プログラムを作成し、自立に向け必要な支援を行っていきます。 【主な自立支援プログラム】 ・ハローワーク活用プログラム ・被保護者就労意欲喚起等プログラム ・元ホームレス被保護者自立生活支援プログラム	【質的な実績】 自立支援プログラムを作成することで、多様な課題を抱える人々への支援を、組織的に自立を支援する取り組みとして行うことができました。 【数値的な実績】 ・ハローワーク活用プログラム 参加者 202人 達成者 136人 ・被保護者就労意欲喚起等プログラム 参加者 119人 達成者 93人 ・元ホームレス被保護者自立生活支援プログラム 参加者 110人 達成者 109人	【質的な目標】 様々な課題を抱えている人々へ、対応できるプログラムを用意し自立を促します。 【数値的な目標】 既存のプログラムの検証と新規のプログラムを作成しながら、参加者や達成者を増やします。



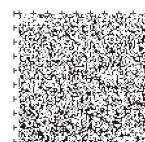
事業番号	事業名・事業概要	これまでの実績（令和2年度）	事業目標
38	若者の居場所づくり事業 —保健予防課— こころの悩みや生きづらさを感じている若者が、自宅以外で安心して過ごせるカフェ（居場所）を定期的の実施し、ストレスへの対処法やソーシャルスキルを身につけ、前へ進むための支援を行います。	【質的な実績】 各回ミニ講座とグループワークを実施しています。自宅以外で安心して過ごせる場所で、人とのつながりを持つことで、ストレスへの対処方法やソーシャルスキルを身につけました。 【数値的な実績】 ・すみだみんなのカフェ（居場所） 令和2年度 10回実施 延べ41人参加 ・ひきこもり対策講演会 令和2年度 1回開催 15人参加 テーマ「ひきこもり状態から一歩踏み出すための支援」	【質的な目標】 こころの悩みや生きづらさを感じている若者が自宅以外で安心して過ごせるカフェ（居場所）を定期的の実施し、ストレスへの対処法やソーシャルスキルを身につけます。 【数値的な目標】 ・すみだみんなのカフェ（居場所） 各回ミニ講座とグループワークを実施 年12回実施 ・ひきこもり対策講演会 年1回開催
39	自殺予防週間等自殺対策の普及啓発 —保健予防課— 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であること、もし危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であることが、区全体の共通認識となるように普及啓発を行います。 ・自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発事業の実施 ・各種イベントにおける普及啓発 ・町会・自治会での啓発	【質的な実績】 「墨田区自殺防止キャンペーン」の実施や早期に適切な相談機関につながるように支援することで自殺防止を目指します。 墨田区の自殺対策等トピックについて掲示（相談窓口の近くに掲示）及びちらし、「墨田区自殺対策計画」概要版を配布しました。 【数値的な実績】 令和2年度 ・墨田区庁舎こころの相談（ワンストップ窓口）の開催 4日間 6人 ・特集展示「こころのメンテナンス」（ひきふね図書館） 2月19日～3月17日開催	【質的な目標】 「墨田区自殺防止キャンペーン」の実施や早期に適切な相談機関につながるように支援することで自殺防止を目指します。 【数値的な目標】 ・ホームページ、広報、ちらしの配布 ・墨田区庁舎こころの相談（ワンストップ窓口）の開催 年2回（9月、3月） ・特集展示「こころのメンテナンス」（パネル展示、ひきふね図書館） 年1回開催

すみだ地域福祉・ボランティアフォーラムから

平成27年度の「すみだ地域福祉・ボランティアフォーラム」では、「地域を支えるボランティアの輪を広げよう」をテーマに開催しました。グループディスカッションでは「あったらうれしい地域の取組～みんなで話そう～」をテーマとしました。

その中から「生活に困難を抱えている人の自立」に関連した意見を一部紹介します。

- ・高齢の親が子どものいる墨田に転入したが、息子夫婦は仕事で日中不在、近所に知り合いもおらず、閉じこもっている。
- ・認知症、ひきこもりなどで相談に行けない人へのアプローチが必要
- ・ひきこもっている人とのコミュニケーションが取れない。
- ・地域に精神障害の方がたくさんいることが最近分かった。
みんなで話し合うと何とかなることもある。



基本目標 1 包括的に支援するしくみを強化する

取り組みの方向性

Ⅳ 地域で安心して暮らし続けるための支援をする

施策 3

子どもの未来を応援する

目標 令和8年度の姿

◆ 地域全体で子どもを見守り支えるしくみが確立しています。



これまでの取り組みと成果

区では「子どもの未来応援取組方針」を策定し、子どもの未来を応援してきました。

家計のひっ迫や社会的な孤立などは、子どもの成長を阻害したり、資質や能力の十分な発揮を妨げたりする可能性があります。子どもが「自らの未来を切りひらく力」をしっかりと身につけられるよう、地域全体で子どもを見守り、生活困窮世帯の子どもやその家庭への支援はもとより貧困に陥らない予防的な対策も行ってきました。

《アンケートから》

【支援サービスの利用状況（小学校5年生）】

利用しなかった理由が「制度等について、まったく知らなかった。」という割合

子育てひろば 17.5%

子育て短期支援事業 32.7%

ファミリー・サポート・センター 27.4%

子ども食堂 46.1%

フードバンクによる食料支援 47.9%

小学高学年も利用できる児童館や学童クラブ 11.9%

学校が実施する補講 15.0%

学校以外が実施する学習支援 36.2%

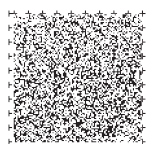
【中学2年生「授業がわからない」割合】

（「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の合計）

一般層 22.2%

生活困難層 40.2%

資料：「墨田区子どもの生活実態分析報告書」



課 題

「墨田区子どもの生活実態分析報告書」によると、子育て支援、食事支援、学習支援などの各種支援施策について「制度について全く知らなかった」との回答割合が高い項目もあり周知が必要です。

また、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることが無いよう、生活面での支援と学習面での支援を両立させ、地域全体で支えていくことが必要となっています。

今後の取り組み

区では様々な困難を抱える子どもやその家庭に支援が届くよう、PRを強化するなど事業の周知徹底を図ります。

さらに生活困窮世帯の子どもたちに学習の機会と場の提供を行うほか、親子の進学意識を高めるなど親と子に対する支援を行い、貧困の連鎖の防止に取り組みます。

また、必要な支援が届いていない子どもに気づき支えあうネットワークの充実など、地域全体で子どもを見守るしくみづくりを支援していきます。

○ 各主体の役割

区

将来を担う子どもたちが健やかに成長するよう、必要な環境整備を図ります。



社会福祉協議会

子どもの健やかな成長に資する地域の取り組みを支援するほか、さまざまな相談等を通じて子どもの支援が必要な状況を確認した場合には、関係機関と連携して支援にあたります。

また、子どもの居場所ネットワークづくりを支援し、地域で活動している団体との情報交換を行うとともに情報共有を図ります。

区民、町会・自治会等

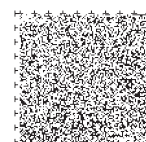
地域全体で子どもとその家庭を見守り支えます。

民生委員・児童委員

必要な支援が届いていない子どもに気づいた場合は、関係機関につなぎ、その保護者と子どもを見守り支援をしていきます。

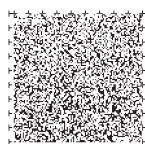
社会福祉法人（福祉施設）、ボランティア・NPO等、企業等

「子どもが参加できる安心・安全な居場所づくり」に協力していきます。

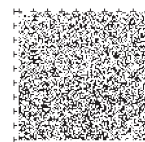


区と社会福祉協議会の主な事業

事業番号	事業名・事業概要	これまでの実績（令和2年度）	事業目標
40	生活困窮世帯向け子どもの学習・生活支援事業 —厚生課— 子どもの学習・生活支援事業として、生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）の小・中学生及び高校生を対象とし、学習習慣の定着や高校進学への意欲を喚起するため、一人ひとりの状況に合わせて寄り添った学習支援等を行います。（通年事業と長期休み期間のサポートの2事業）	【質的な実績】 ・個別学習のマッチングにより、一人ひとりに合った学習習慣の定着を図る。 ・進路セミナーの開催 ・体験イベントの実施 【数値的な実績】 ・高校進学率 100% ・年間出席率 83.6%	【質的な目標】 参加当初よりも学習習慣が定着し、自ら学ぶ力がつくように、学習会の質の向上を図ります。 【数値的な目標】 年間出席率の向上
41	ひとり親家庭就業・養育費等支援事業 —生活福祉課— ひとり親家庭の就業及び離婚後の養育費確保等の取り決めを専門事業者等が支援し、経済状況の安定を促すことによって、自立による福祉の増進を図ります。	【質的な実績】 ・自立支援プログラムにもとづく就業支援 ・ハローワークや面接の同行支援 ・事業者開拓 ・養育費に関する相談の実施 ・調停や弁護士事務所等への同行支援 【数値的な実績】（令和3年2月～） ・就業支援相談件数 11 件 ・養育費支援相談・同行支援件数 7 件	【質的な目標】 就業・養育費確保により、ひとり親家庭の経済状況の安定を図ります。 【数値的な目標】 就職・養育費確保数の増加
18	両国・文花子育てひろばの運営（再掲） —子育て支援総合センター— 子育て家庭のつながりを促進し、孤立の防止、育児不安の解消を図るため、在宅子育て支援の中核となる両国・文花子育てひろばにおいて、妊娠期、子育て中の親子同士の交流や情報交換の場を提供します。 また、子育てに関する各種講座の開催、育児に関する相談対応を実施します。	【質的な実績】 在宅子育て支援の中核となる両国・文花子育てひろばにおいて、妊娠期、子育て中の親子同士の交流や情報交換の場を提供するほか、子育てに関する各種講座の開催、育児に関する相談対応を実施しました。 【数値的な実績】 延べ利用者数 17,460 人 ※新型コロナウイルス感染症の影響により閉鎖期間を設け、再開後は利用者数に定員を設けたことにより利用者は減少しました。	【質的な目標】 すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、ひろば事業や各種相談を利用しやすくすることで親の育児不安や負担を軽減・解消します。 【数値的な目標】 延べ利用者数 77,000 人



事業番号	事業名・事業概要	これまでの実績（令和2年度）	事業目標
22	要保護児童対策地域協議会 （再掲） —子育て支援総合センター— 児童虐待に関する相談や防止対策の活動を、関係機関相互の連携・協力の下に総合的に行うためのネットワークである「要保護児童対策地域協議会」を運営し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議等を開催して、適切な支援を行います。	【質的な実績】 関係機関（児童相談所、警察署、医師会、民生委員・児童委員、保健センター、学校、保育園、子育てひろば、児童館等）との連携。各関係機関の会議等に参加し、情報連携・情報共有の依頼を行いました。 【数値的な実績】 墨田区要保護児童対策地域協議会を実施 代表者会議：2回 実務者会議：4回 個別ケース検討会議 53回 （他機関検討会参加含む）	【質的な目標】 要保護児童対策地域協議会について、関係機関との連携による機能強化を図り、虐待防止、再発防止を推進します。 【数値的な目標】 墨田区要保護児童対策地域協議会を実施 代表者会議：2回 実務者会議：4回 個別ケース検討会議 50回以上 （他機関検討会参加含む）
25	ファミリー・サポート・センター事業 （再掲） —子育て支援総合センター・社会福祉協議会— 子育ての手助けを必要とする方と子育てのお手伝いができる方をつなぐ会員組織「すみだファミリー・サポート・センター」を運営し、保育園・幼稚園・学童クラブ等の送迎、一時的な保育等の相互援助活動を支援します。	【質的な実績】 子育ての援助を行いたい人「サポート会員」と子育ての援助を必要とする人「ファミリー会員」とで構成する会員組織「すみだファミリー・サポート・センター」を設置し、保育園・幼稚園・学童クラブ等の送迎、一時的な保育援助を会員相互の援助活動の中で実施しています。 【数値的な実績】 活動件数（サポート会員） 2,320件	【質的な目標】 子育ての手助けを必要とする「ファミリー会員」と子育ての手助けができる「サポート会員」をつなぎ、地域の子育て支援の充実を図るため、会員数を増加させます。また、サポート会員が増加することにより活動件数が増加し、子育て環境の向上につなげます。 【数値的な目標】 活動件数（サポート会員） 5,956件
42	青少年関係団体への支援 —地域教育支援課— 区内の青少年関係団体（青少年育成委員会、少年団体連合会、小学校PTA協議会、中学校PTA連合会、青少年委員協議会など）の地域におけるパトロールやスポーツ・伝統文化等の各種体験活動を支援し、青少年の非行・被害防止並びに健全育成活動を推進します。	【質的な実績】 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、例年おりの活動が制限される中、各青少年関係団体において人数の縮小や書面・オンラインによる開催等の工夫を行い、各活動を実施しました。	【質的な目標】 区及び関係行政機関、青少年関係団体が互いに情報共有しながら、地域が一体となって青少年の非行・被害防止並びに健全育成活動を行います。
43	子どもの居場所ネットワークづくり —社会福祉協議会— 食事提供活動を通じ、子どもの居場所づくりを行っている区内の団体及び区との連携、ネットワークづくりを支援します。	【質的な実績】 各団体の活動に関する情報発信及び情報共有をしました。 【数値的な実績】 ・情報共有等のための会議開催数1回（※新型コロナウイルス感染症予防のため書面開催：アンケート方式にて実施） ・活動団体数 9団体（昨年度から2団体増）	【質的な目標】 「食で繋がるネットワーク会議」の開催を通じて、地域で活動している団体同士の連携を図ります。 【数値的な目標】 ・活動団体数の増



すみだ地域福祉・ボランティアフォーラムから

平成29年度の「すみだ地域福祉・ボランティアフォーラム」では、「地域力でつくる支えあいのまち～人と人とのつながりで 困りごとを解決しよう」を全体のテーマとし、4つの分科会を開催しました。ここでは分科会「子どもたちの育ちを支えるボランティア～子育て拠点で困りごと解決！～」のグループディスカッションでの意見等を一部紹介します。

小学生の保護者から

○子どもの居場所について

- ・学童に行っていない子や学童が終わった後に一人で過ごすことの多い子が多くいる。ボランティアや地域の人がかかわることで改善させることはできないか。

○地域交流

- ・子どもの孤食を地域で解決することはできないか。
- ・小学生と子や孫のいない高齢者が交流できる場所があるといい。

○格差

- ・放課後の過ごし方に格差が生じている。貧しい子の受け皿が必要ではないか。

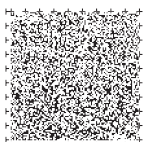
就学前の子の保護者から

○つながり

- ・子育ての「支援を受けたい人」とボランティアなど「支援をしたい人」のつながりが必要。相互の紹介ができるつながりの拠点を作り、それをうまくPRできるといい。

○地域

- ・専門的に働く人が不足している中で、地域で一時的に子どもを預かる人を増やしていくことができればよい。



児童委員、児童相談所、学校、子育て支援総合センター等の 関係機関による地区連絡協議会（四者協）

毎年、墨田区民生委員・児童委員協議会が実施主体となり、児童委員、児童相談所、学校、子育て支援総合センター等の関係機関により、児童・生徒をめぐる諸問題について情報交換及び協議を行い、児童福祉の向上を図ることを目的として開催しています。

各年、主任児童委員、児童委員で検討し、テーマを決めています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度は開催できませんでしたが、令和元年度と令和3年度の取り組みを紹介します。

令和元年度

全体会

【基調講演】

「興望館の実践から考える地域での子ども家庭福祉」
社会福祉法人興望館館長 野原 健治 氏

要保護児童に対する切れ目のない支援を行っていくことが大切で、子育て支援総合センターと児童相談所との連携・地域の見守り・発達障害児童へのサポートの必要性等が語られました。



分散会

【地域ごとの討議・情報交換】

テーマ 「つながろう 地域と子ども」

令和3年度

全体会

【基調講演】

「見過ごされた存在「ヤングケアラー」に気付き、支える」
関東学院大学看護学部 教授 青木由美恵氏

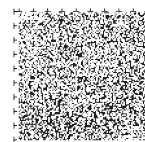


ヤングケアラーは、支援が必要かどうかの見極めが非常に難しく、デリケートな問題で、関係各所がそれぞれの役割で子どもを見守っていかなければならない、ヤングケアラーを無くすのではなく、苦しんでいるヤングケアラーの心を豊かにしてあげられるような支援を行わなければならないというお話がありました。

分散会

【地域ごとの討議・情報交換】

テーマ 「コロナ禍の子どもたち」



基本目標 1 包括的に支援するしくみを強化する

取り組みの方向性

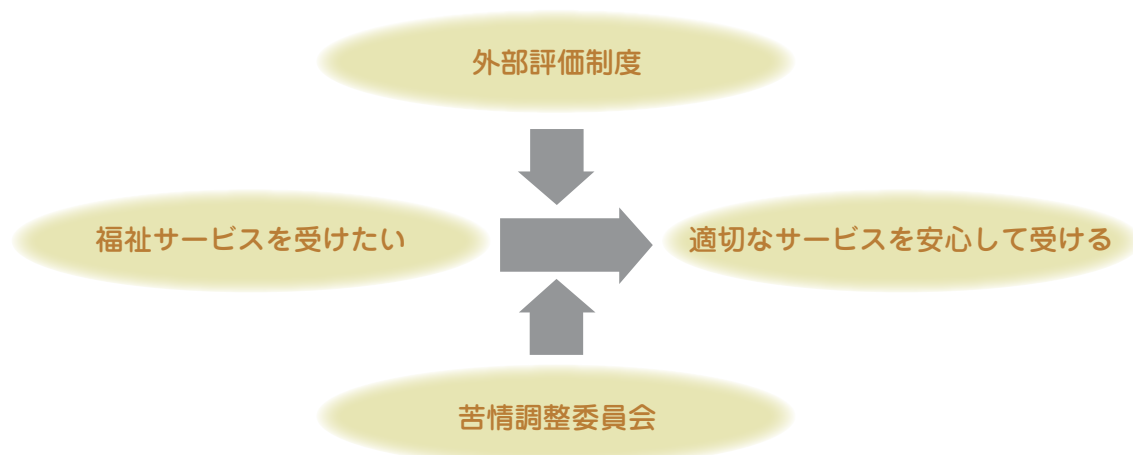
Ⅳ 地域で安心して暮らし続けるための支援をする

施策 4

福祉サービスの評価と 適切なサービス選択を確保する

目標 令和8年度の姿

- ◆ 福祉サービス第三者評価を受審する福祉サービス事業所が増え、区民のサービスの選択に役立っています。
- ◆ 「すみだ福祉サービス苦情調整委員会」が区民に周知され、適切な調整が図られています。



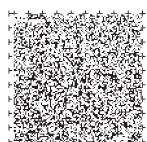
これまでの取り組みと成果

区立の福祉施設（公設民営の保育園、特別養護老人ホームなども含む）では、福祉サービス第三者評価を3年に1回受けており、サービスの質の向上に役立てられています。また、民間施設においても毎年約40施設が受審しています。福祉サービス第三者評価の結果は、ホームページ等で公開され、保育所等を選ぶ際の参考となっています。

《ヒアリングから》

通所施設や保育園などの福祉サービス（介護保険のサービスを除く）に関し、利用者からの苦情があった場合に、その調整・解決を行うため、社会福祉協議会はすみだ福祉サービス苦情調整委員会を設置しています。

墨田区社会福祉協議会



課 題

福祉サービス第三者評価制度については、一般の区民に周知が進んでいない面があり、サービスの選択に役立てられるよう、よく知られるための取り組みが求められています。あわせて、民間施設の受審を促進していく必要があります。

今後の取り組み

福祉サービス第三者評価の受審を勧奨し、サービスの情報が利用者に伝わりやすくするとともに、事業者の研修や相互の交流、情報交換などを通じて、福祉サービスの質の確保・向上を図ります。

また、「福祉サービス第三者評価制度」や、「すみだ福祉サービス苦情調整委員会」については、区のホームページ等を通じて積極的に制度周知をします。

第3章

具体的な取り組み

○ 各主体の役割

区

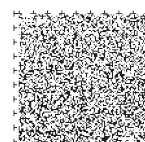
福祉サービスが適切に選択・利用できるように、サービスの質と量の確保及び適切に選択できるシステムの整備に努めます。

社会福祉協議会

福祉サービス利用者の苦情については、すみだ福祉サービス権利擁護センターで受付けており、必要に応じて弁護士などの専門家による「すみだ福祉サービス苦情調整委員会」が事業者に対する是正等の措置の協議及び苦情申立人との調整を行っています。

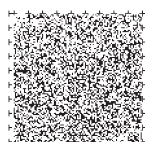
社会福祉法人（福祉施設）

福祉サービス第三者評価を活用するなど、利用者の立場に立って、サービスの質の向上を進めていきます。



区と社会福祉協議会の主な事業

事業番号	事業名・事業概要	これまでの実績（令和２年度）	事業目標
44	福祉サービス第三者評価制度 —厚生課— 福祉サービス事業者、利用者以外の第三者機関によりサービスを評価・点検するしくみである「福祉サービス第三者評価制度」を推進します。	【質的な実績】 客観的な視点でサービスを評価することで、福祉サービスの質の向上を事業者自らが把握し改善につなげるとともに、その状況を区民・利用者に区・都等のホームページを通じて公表し、安心して利用できる状況となりました。 また、これらの事業者の取り組みは、区・都が実施する指導監査においても活用され、事業者への適切な指導・助言をすることにより、更なる福祉サービスの向上が図られました。 【数値的な実績】 ・ 区立施設については、３年に１回受審している。 母子生活支援施設：１ 高齢者福祉施設：４ 障害者施設：４ ・ 民間施設への補助 認知症対応型共同生活介護：９ 都市型軽費老人ホーム：１	【質的な目標】 事業者自らが利用者のニーズを把握し、それに応える多様なサービスの提供及びサービスの質の向上への取り組みを行うことを促進していきます。 また、第三者の評価によるサービスの質の情報を区民、利用者によりわかりやすく公開することで、利用者等のサービスの選択等に寄与し、利用者本位の福祉を進めます。 【数値的な目標】 区立施設の受審を引き続き３年に１回実施します。 民間施設については、受審が法令等の定めのとおり実施されるように、更なる受審促進と助成を行っていきます。 ５年間で１２０施設の受審を予定しています。
45	福祉サービスに関する苦情受付 —社会福祉協議会— 福祉サービスに際しての苦情や、判断能力の不十分な人々の権利擁護相談について、客観性、公平性を確保するため、専門的見地から対応する第三者機関を設置し、運営しています。	【質的な実績】 福祉サービスに関する苦情受付窓口として、随時相談に応じます。また、必要に応じて第三者機関である苦情調整委員会を開催し解決を図ります。 【数値的な実績】 苦情関係相談：４４件 苦情調整委員会開催：０回	【質的な目標】 必要に応じ、迅速に苦情調整委員会を開催し、専門的見地からの苦情解決を図ります。 【数値的な目標】 苦情調整委員会開催：２回



活動紹介

《すみだみんなのカフェ》

ひきこもりの当事者とその家族を応援する「すみだみんなのカフェ（居場所）」を月1回開催しています。

「すみだみんなのカフェ（居場所）」は、様々な理由で「ひきこもり状態」となっている当事者や家族のための「居場所」です。「居場所」では、ミニ講座とグループワークを行っています。

テーマに沿って、「当事者の会」と「家族の会」の2つの場所を設け、臨床心理士や看護師などのこころの専門家が、1人ひとりのお話をうかがいながら、こころの回復やそれぞれの“社会とのつながり”をサポートしていきます。

[保健予防課]

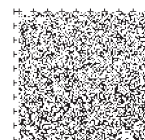


《青少年関係団体の活動》

墨田区内の青少年関係団体（青少年育成委員会、青少年委員協議会、少年団体連合会、PTA など）では、関係行政機関や団体同士の連絡・調整のほか、ソフトボールやバドミントンなどのスポーツ大会、コンサート、凧作りと凧あげといった様々な活動を地域で実施し子どもたちの健全育成への取り組みにあわせて、地域住民の連帯感の醸成に寄与しています。

また、夏休み期間や夜間においては公園やたまり場などのパトロールを実施することで、青少年の非行・被害防止にも取り組んでいます。

[地域教育支援課]



活動紹介

《市民後見人の活動》



「Aさんは、今までは面会に来てくれる人がいなかったのですが、他の利用者さんの家族が面会に来ると寂しそうにしていました。今は後見人さんが毎月来てくれるので、後見人さんの顔が見えるとAさんの表情がぱっと明るくなるので、私たちもうれしくなります」・・・ある施設職員の方から市民後見人へ頂いた言葉です。

区と社会福祉協議会では「市民後見人養成研修」を開催しています。約1年間の研修を修了した方々が後見人候補者として登録し、その後、親族やケアマネジャー等から依頼を受けて、市民後見人となります。様々な経験を生かして、被後見人に寄り添い、支援しています。

活動中は、社会福祉協議会が監督人としてサポートをする体制があるので、いつでも相談することができます。

「地元の役に立ちたい」「経験を生かしたボランティアを探していた」「自分がお世話になる前に・・・」等々、きっかけは様々です。

〔墨田区社会福祉協議会〕

